

人 事 院 事 務 総 長

「国と民間企業との間の人事交流の運用について」の一部改正について（通知）

「国と民間企業との間の人事交流の運用について（平成26年5月29日人企一660）」の一部を下記のとおり改正したので、令和3年7月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
規則第2条関係 1・2 （略） 3 この条の第2項第3号の人事 院が定める官職は、次に掲げる ものとする。 一 （略）	規則第2条関係 1・2 （略） 3 この条の第2項第3号の人事 院が定める官職は、次に掲げる ものとする。 一 （略）

二 総務省、厚生労働省及び国土交通省の政策統括官、文部科学省及び国土交通省の国際統括官、国際情報統括官、人材開発統括官、総合環境政策統括官、サイバーセキュリティ統括官並びに農林水産省組織令の一部を改正する政令（令和3年政令第176号）による改正前の農林水産省組織令（平成12年政令第253号）第2条第1項に規定する政策統括官

三～二十（略）

4 この条の第2項第5号の人事院が定める組織は、次に掲げるものとする。

一 総務省、厚生労働省及び国土交通省の政策統括官又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織、文部科学省及び国土交通省の国際統括官又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いてい

二 総務省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省の政策統括官、文部科学省及び国土交通省の国際統括官、国際情報統括官、人材開発統括官、総合環境政策統括官並びにサイバーセキュリティ統括官

三～二十（略）

4 この条の第2項第5号の人事院が定める組織は、次に掲げるものとする。

一 総務省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省の政策統括官又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織、文部科学省及び国土交通省の国際統括官又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける

る職員で構成される組織、国際情報統括官又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織、人材開発統括官又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織、総合環境政策統括官又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織、サイバーセキュリティ統括官又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織並びに農林水産省組織令の一部を改正する政令による改正前の農林水産省組織令第2条第1項に規定する政策統括官又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成されていた組織

二～十九 (略)

職に就いている職員で構成される組織、国際情報統括官又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織、人材開発統括官又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織、総合環境政策統括官又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織並びにサイバーセキュリティ統括官又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織

二～十九 (略)

以 上